

## 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について

食品衛生法第7条の3第1項に基づき、営業者より総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認申請があり、審査したところ、承認基準に適合すると認められたことから、本日、下記の施設を承認したのでお知らせします。

### 記

(中国四国厚生局)

日本果実工業(株)山口工場 第4製造工場  
山口県山口市大字仁保下郷1771番

清涼飲料水(密栓・密封後殺菌)

愛媛県農業協同組合連合会 松山工場  
愛媛県松山市安城寺町240番地-1

清涼飲料水(冷凍果実飲料)

(参 考)

### 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳・乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	清涼飲料水	合 計
施設数	323	100	24	33	37	517
件 数	774	191	32	40	65	1102

注) 複数の承認を取得している施設は、1施設として計上している。